

水痘の流行について（警報）

令和3年（2021年）1月14日（木）15時00分

北海道岩内保健所
(北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室)
電話：0135-62-1537

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、2021年第1週（令和3年1月4日～1月10日）において、岩内保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数は、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、岩内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘の感染予防

ウイルスは飛沫感染・空気感染するため、感染を防ぐには患者との接触を避ける必要がありますが、予防接種により発症や重症化を予防することができます。

水痘ワクチンは、生後12月から生後36月に至までの間に2回の接種を行うこととなっており、平成26年10月より定期接種（無料化）が開始されています。

学校保健安全法施行規則により、発症した場合は、すべての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

なお、既に患者との接触が起きてしまった場合でも、できるだけ早く（少なくとも72時間以内）に、ワクチンを緊急接種することや、発症前に抗ウイルス剤を予防内服することにより、発症や重症化の予防を期待できるため、医師に相談して下さい。

2 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第50週 (12/7～12/13)	第51週 (12/14～12/20)	第52週 (12/21～12/27)	第53週 (12/28～1/3)	第1週 (1/4～1/10)
岩内保健所	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (1.00)	0 (0.00)	2 (2.00)※
全道	33 (0.24)	34 (0.24)	37 (0.26)	19 (0.14)	- (-)

※第32週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘の注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数 (人)	1	2	1